

国地契第33号
国官技第345号
国営整第215号
平成22年3月19日

各地方整備局総務部契約管理官
企画部技術開発調整官
技術調整管理官
営繕部営繕調査官 　　あて

国土交通省大臣官房

地方課公共工事契約指導室長
技術調査課建設技術調整官
官庁営繕部整備課建築技術調整官

平成22年度及び平成23年度の建設コンサルタント業務等に対する
政府調達に関する協定の適用について

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額」（平成22年1月25日財務省告示第27号）が告示され、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に締結される調達契約に関する政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用額が定められたことを受け、次のとおり諸通知を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の各号に掲げる通知の規定中「7,900万円」を「6,900万円」に改める。

- 一 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について」（平成12年12月6日付け建設省厚契発第43号、建設省技調発第191号、

建設省営建発第70号)別紙1の2(1)及び(2)

二 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における対象業務の拡大について」(平成20年1月23日付け国地契第55号、国官技第258号、国営整第146号)記1及び2(1)

附則

この通達による改正後の各規定は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に契約を締結する建設コンサルタント業務等に適用する。